

Setouchi-i-Base 会員規約

第1条 「Setouchi-i-Base (セトウチ・アイ・ベース) とは」

Setouchi-i-Base (以下「本施設」という) とは、かがわ県民情報サービス株式会社 (以下「施設管理者」という) が運営管理を行う、情報通信関連産業の育成・誘致を目的としたオープンイノベーション拠点施設です。

第2条 「会員登録」

- 1.本施設を利用するためには、施設管理者が運営する Web サイト上の所定の申込フォームまたは施設管理者が指定する書式の申込書にて必要事項 (以下「会員情報」という) を入力または記入し、会員登録をしていただきます。
- 2.会員登録に際し、施設管理者は審査を行います。第15条に定められた事業を行っている場合や、行おうとしている場合など、施設管理者が本施設の利用者として不適当として認めた場合は、会員登録をお断りします。また、審査に際し事業内容が分かる資料等の提出をお願いする場合があります。資料等をいただけない場合も会員登録をお断りする場合がございます。
- 3.複数人の利用を希望する法人は、法人で会員登録を行うことが可能です。この場合、会員登録の際に利用人数の登録と利用代表者名の登録が必要となります。
- 4.16歳未満の方の登録には、親権者又は保護者の同意が必要となります。
- 5.会員登録を行った方には、ID (ご登録のメールアドレス)、パスワードにより「会員マイページ」にお入りいただけます。このマイページから施設の利用状況の確認などが行えます。

第3条 「連絡事項」

- 1.施設管理者から会員への通知は、メール、本施設の Web サイト上での一般掲示、その他、施設管理者が適当と認める方法により行われるものとします。
- 2.前項の通知がメールで行われる場合、施設管理者は会員が会員マイページに登録した電子メールアドレス宛に発信し、会員の当該メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって会員への通知が完了し、会員に当該通知が到達したものとみなします。会員は、その通知内容を遅滞なく閲覧するものとし、会員への通知が完了した後は、会員が遅滞なく閲覧しなかったことによって被るいかなる損害も、施設管理者は責任を負わないものとします。

第4条 「登録情報の変更」

- 1.会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の登録した会員情報を、常に内容が有効な状態であるよう維持していただくものとし、内容に変更があった場合には、所定の手続きにより遅滞なく変更するものとします。施設管理者は常に登録時点の情報が有効なものとし、会員が会員情報の変更を怠り、または、不正確な情報を登録したことによって被るいかなる損害 (施設管理者からの通知または物品等の送付が不到達等) について、施設管理者は一切の責任を負わないものとします。また、会員情報の変更を怠り、または、不正確な情報を登録したことにより、施設管理者またはその他の第三者が被った損害について、会員は全ての責任を負うものとします。
- 2.会員が事業内容を大きく変更される場合には、変更後の事業内容等が分かる資料のご提出を施

設管理者から会員にお願いする場合がございます。

第5条 「会費・利用料金」

1.会員には、本施設の利用にあたり、以下の利用料金を負担していただきます。

| 利用区分 | 料金(税込) | 備考 |
|---------------|------------|----------------------|
| 個人:一般会員 | 8,000 円/月 | |
| 個人:ナイト・ホリディ会員 | 4,000 円/月 | 平日 18 時以降及び土日祝全日限定利用 |
| 個人:学生会員 | 2,000 円/月 | |
| 法人会員 | 20,000 円/月 | 最大 3 名まで |

2.毎月発生する会費について、クレジットカードまたは銀行口座からの自動引落とし、銀行振込、ご来館いただいでクレジットカード、小口現金、電子マネー決済等にて施設管理者へお支払いいただきます。

3.会費のお支払いは、翌月分を毎月 27 日までにお支払いください。

4.月半ばから利用を開始される場合は、月末までの利用可能日数に応じて日割り計算した金額をお支払いいただきます。

第6条 「施設の利用」

1.当施設のワークスペースは、年末年始、施設のメンテナンス日等を除く開館時間内（火曜日～金曜日は午前 10 時 00 分から午後 9 時 30 分まで、土曜日、日曜日、祝祭日は午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分まで）で利用出来ます。

2.初回の当施設利用時に、身分証明書（免許証、マイナンバーカード、パスポート、学生証等）をご提示いただき、お手持ちの IC カード（FeliCa 対応の IruCa・ICOCA・Suica・TOICA・PASMO、Edy、WAON 等）を会員証として登録いたします。

3.ご利用方法の詳細については別途定める「Setouchi-i-Base 施設・設備等利用規約」に準じることとします。

4.施設管理者や会員が、利用者の相互交流や情報共有、施設の利用促進のため、イベントやセミナー等を開催するスペースとしてワークスペースを利用する場合がございます。

第7条 「施設・設備の利用」

会員は、本施設に併設された TV 会議室等の諸施設や各種設備を追加料金なしで利用することが出来ます。利用の際には会員マイページからの予約が必要になります。利用方法については、別途定める「Setouchi-i-Base 施設・設備等利用規約」に準じます。

第8条 「オプションサービス」

本施設の会員に対し、施設管理者は、メールボックス利用のオプションサービスを提供します。オプションサービスの詳細や料金は別途定めることとし、料金や詳細等は別途定める「施設・設備等利用規約」に準じます。

第9条 「住所の利用」

メールボックス利用に関するオプションを契約している場合を除き、ホームページ・名刺等へ本施設の住所を記載することや、郵便物の受け取り先として利用することは出来ません。

第 10 条 「利用停止」

利用停止を希望される会員は、利用停止希望月の 2 ヶ月前の月の最終営業日までに、会員マイページから利用停止申請を行ってください。また、毎月 27 日までに会費のお支払いが無い会員は、翌月以降のご利用ができません。

第 11 条 「施設・サービスの一時的な中断及び利用制限」

本施設及び連携施設は、下記の事由により事前に告知すること無く、一時的にサービス提供の中断や利用制限を行う場合がございます。この場合に本施設利用者に生じたいかなるトラブル、損失、損害に対し、施設管理者は一切、責任を負いません。

- (1)設備の保守、点検、修理などを行う場合。
- (2)火災・停電等の事故により本サービスの提供が出来なくなった場合。
- (3)天変地異、テロなどにより本サービスの提供が出来なくなった場合。
- (4)その他、サービス提供の中断等をせざるを得ない場合。

第 12 条 「施設及び設備の仕様変更」

本施設は、施設の移転を含め、内装やレイアウト、機器や設備の変更など、仕様を変更する場合がございますので、予めご了承ください。

第 13 条 「会員情報の利用」

施設管理者は、会員登録時にご提供いただいた会員情報を、下記の目的で利用します。

- (1)会員からのお問い合わせや資料請求等に対応するため
- (2)施設管理者が運営している施設等に関する案内のため
- (3)施設管理者が取り扱っている商品やサービスに関する案内のため
- (4)各種セミナー・イベント・キャンペーン・会員サービス等の案内のため
- (5)メールマガジン等電子メール配信、刊行物を発送するため
- (6)市場調査や新しい商品・サービスの開発のため
- (7)施設管理者が行う事業の宣伝・広告のため
- (8)緊急時における対応のため

第 14 条 「権利の譲渡」

会員登録に基づき発生した本施設を利用する権利は、第三者に譲渡や貸与することは出来ません。

第 15 条 「会員登録及び利用をお断りする事業」

下記に関連する方は、本施設をご利用いただけない場合がございます。

- (1)法令に反する事業及び反する恐れのある事業
- (2)公序良俗に反すると施設管理者が判断した事業
- (3)情報商材の販売に関わる事業
- (4)性風俗関連の事業

- (5)暴力団関係者及びそれに関する事業
- (6)政治結社及び宗教団体
- (7)マルチ商法及びそれ関連する恐れのある事業
- (8)その他、施設管理者が不相当と認めた方

第 16 条 「不当行為による利用制限と契約の強制解除」

下記の事由に該当する行為を行った場合、施設管理者の判断で、以降の本施設の利用をお断りする場合がございます。その場合、既に支払われた会費は返金いたしません。

- (1)会員登録時の情報や書類に虚偽があった場合。
- (2)施設管理者や他の会員、又は第三者に損害を与える恐れがあると施設管理者が判断した場合。
- (3)当事業に関する信用を落とす行為があった場合。
- (4)信頼関係を失わせる行為があった場合。
- (5)他の利用者の施設利用を妨げる行為、その他の迷惑行為またはそのおそれがあると判断した行為があった場合。
- (6)公序良俗、法令等に反する行為があった場合。
- (7)管理運営・業務遂行を妨害する行為があった場合。
- (8)本規約に反する行為があった場合。
- (9)会費やオプション料金等の支払いを行わない場合。
- (10)第 15 条に記載された事業を行った場合、及び行おうとした場合。

第 17 条 「規約の遵守」

本施設の利用者は、本規約を遵守しなければいけません。第 2 条で定められた会員登録を行われた時点で、本規約全てに同意し、遵守することを約束した事とみなします。

第 18 条 「規約等の改訂」

- 1.施設管理者は、本規約ならびに付随する規則などを随時変更ができるものとします。この場合、施設管理者は会員に対して事前にホームページやソーシャルネットワークワーキングサービス等において告知するものとします。
- 2.利用者は、変更した規約等に従うものとします。これに従わない場合は、施設管理者は、会員登録及び当該施設・設備等の利用を中止または解除できるものとします。

第 19 条 「協議」

本規約に定めのない事項または本規約の各条項に関する疑義については、施設管理者及び利用者は誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

附則 本規約は令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

令和 4 年 12 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂